

平成28年度  
廃棄物管理責任者事務説明会資料

～ ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」～

## 事業者報告制度について

環境政策局 循環型社会推進部  
ごみ減量推進課



京都市  
CITY OF KYOTO

- 平成27年10月1日から施行した  
ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では、  
市民及び事業者の皆様による「2R」と  
「分別・リサイクル」の取組について具体的に定めるとともに、  
その進ちよく状況を把握するため、  
関係事業者の方々から毎年1回、  
前年度の取組実績と当年度の取組計画を記載した報告書を  
市長に提出していただく「事業者報告制度」を設けています。

このあと詳しく  
説明します



## ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」について①

- 京都市のごみ量は、  
ピーク時の平成12年度から43%削減でき、  
5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小するなど、  
年間106億円ものコストを削減できました。
- しかし、依然として年間261億円かかっている  
**ごみ処理コストの削減**を図ること、  
**本市唯一の最終処分場を長く使用**することとともに、  
**資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の軽減**を  
さらに図るため、  
ごみの減量を加速させる必要があります。

## ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」について②

- そこで、**2R** と **分別・リサイクル** の促進を2つの柱とした

ごみになるものを作らない・買わない「リデュース」と  
繰り返し使う「リユース」

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」を  
平成27年10月から施行し、

- 市民及び事業者の皆様とともに、

**レジ袋の削減** や **簡易包装**、 **食品ロスの削減**、

**繰り返し使える製品の利用**、

食べ残しや手つかず食品など

**資源物の分別・リサイクル** などの取組を

さらに進めることとしました。

# 事業者報告制度について

- 事業者の皆様による **2R等の取組状況** を把握するため、  
**毎年1回、6月末までに、**  
**前年度の取組実績と当年度の取組計画を報告** していただく  
**「事業者報告制度」** を設けました。
- 事業者の皆様による取組の全体的な傾向を把握し、  
京都市の支援の在り方等を検討するとともに、  
優良事業者の発掘や、  
取組が不十分な事業者の改善につなげます。

報告様式も  
ご参照ください



# 小売業者の取組

## ■ 実施義務：必ず取り組んでください

- ごみになるものが少ない買い物や資源物の分別・リサイクルのPR
- レジ袋の要否の確認

## ■ 努力義務：なるべく取組に努めてください

- 量り売りなど、ごみになるものが少ない販売方法の実践
- 店頭回収など、資源物の分別・リサイクルの実践
- レジ袋の有料化・ポイント還元・キャッシュバック
- 食品ロスの削減につながる取組
- 食品の販売に伴う使い捨ての食器類の提供を抑える取組



## ■ 実施義務：必ず取り組んでください

- なるべく食べ残しをしない

「食べキリ」のPR

## ■ 努力義務：なるべく取組に努めてください

- 食べきれなかった料理の持帰りを希望される方への対応
- 食品ロスの削減につながるその他のサービスの実践
- マイボトルへの対応その他の使い捨ての食器類の提供を抑える取組



## ■ 実施義務：必ず取り組んでください

- 宿泊客にごみの分別を促す  
次のどちらかの取組
  - ① 宿泊客が資源ごみを分別排出できる  
環境の提供
  - ② 従業員が分別するときは、  
宿泊客に分別の必要性をPR

## ■ 努力義務：なるべく取組に努めてください

- 使い捨てのアメニティグッズの  
提供を抑える取組



## ■ **実施義務**：必ず取り組んでください

- 学生向けに、ごみの減量方法と分別ルールを周知・啓発する取組

## ■ **努力義務**：なるべく取組に努めてください

- 大学構内に資源ごみの回収拠点を設置する取組



## ■ 取組の支援

- 京都市は、事業者の皆様の取組に活用していただけるよう、2R等を促進するために必要なツール（ポスター等）を作成します。

ホームページに掲載しますので、  
参考にして独自に作成していただいたり、  
ダウンロードしてご活用ください

## ■ 取組の顕彰

- 京都市は、事業者の皆様の2R等の取組を促進するため、優良な取組に対する顕彰を実施することとしています。

- 実施義務又は報告義務が履行されない場合は、  
必要な措置を講じるよう市長が **改善勧告** を行い、  
改善が見られないときは、  
その旨を **公表** することがあります。
- 報告義務の対象外の事業者にも報告を求め、  
改善勧告と公表を行うことがあります。

条例及び事業者報告制度の詳細な内容は、  
京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト

「京都のごみネット」

に掲載しています。

京都のごみネット

検索

